

# 月報私学

1 2008

VOL.121

日本私立学校振興・共済事業団広報



松崎幼稚園「お正月遊び」(手作りかるた)  
【写真提供：学校法人 協学園(山口県防府市)】

## CONTENTS

年頭所感 「私学振興への新たな決意を胸に」 理事長 鳥居 泰彦	2
学校の経営改革事例 私立大学・短期大学の経営改善 — 目白大学(東京都新宿区)の事例—	3
リレー連載 再生へのキーワード 第6回 「ビジョン2030」実現へ向けて 国立大学法人東京大学総長秘書室長 下間 康行	4
経営実務 Q & A	6
平成20年4月から被扶養配偶者期間の年金分割制度が始まります	8
平成20年4月から短期給付の自己負担の仕組みが一部変わります	9
私学事業団における年金加入記録の取り扱いと社会保険庁への情報提供について ／電話による健康増進・介護相談サービス	10
平成19年度第2回 私学共済事務担当者連絡会	12
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

## 年 頭 所 感



## 「私学振興への新たな決意を胸に」

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 島 居 泰 彦

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

新しい年を迎え、私学関係者の皆様の益々のご発展を祈念し、心からお慶びを申し上げます。本年一月一日をもちまして、旧日本私学振興

財団と旧私立学校教職員共済組合の統合による日本私立学校振興・共済事業団の誕生から十周年を迎えることができました。これもひとえに皆様のご支援・厚情の賜物と深く感謝しております。

最近、大学が大衆化し学生の質が落ちたのではないかとよく言われますが、それは同時に、教員の質も問われているのではないかと、私には思われます。かつての教員は、人格形成期の若い学生にとって「師」と呼ぶにふさわしい大きな存在でした。しかし、現在はただ細分化された知識の断片を教えるのみで、人格的な影響を与えられる先生方が少なくなつたように感じられるのです。

以前、東京浅草の小学校を訪問した際、生徒さんたちに「志高く 育ちいけ」と書いた色紙を贈ったところ、「高い志を気づかせてくれてありがとう」「中学に行っても高校に行っても高い志を持ち続けます」といった内容の手紙を、後日多くの生徒さんから貰いました。担任の先

生が適切な解説をされたのでしようが、子どものときから教えればきちんと分かる徳育を、戦後日本の教育は怠つてきたのではないかと、ということに改めて想つた次第です。

今、私立学校に求められているのは、学生生徒等に高い志を抱かせ、実社会で必要な能力を育成できる教育力だと思えます。今やいずれの学校でも、教員の意識改革が最重要課題であり、全ての情熱を学生生徒等の教育にささげるような教員が求められています。独自の教育目標と経営方針を明確に掲げ、わが道を行くという情熱にあふれた私立学校の発展を願わずにはおられません。

本事業団は、平成十年の発足以後、そのような情熱を持った私学をサポートするために、私学振興方策の中核的な担い手として、また、私立学校教職員共済制度を通じて私学の教職員の皆様が安心して教育研究活動にあたれるよう努めてまいりました。

近年の私学の置かれている環境は必ずしも平坦なものとはいえませんが、今後も、情熱を持ち続ける私学の皆様のお役に立つべく、最大限努力してまいります。

昨年、助成業務では、経営環境の厳しい時代

における私立学校の経営革新方策等について検討を行つてきた「学校法人活性化・再生研究会」が、八月に「最終報告」を発表しました。最終報告においては、本事業団の従来の業務の充実強化に加え、新たな経営支援活動の展開が求められています。この最終報告を踏まえ、今後、本事業団が国、地方自治体、私学団体等と連携し、各私立学校の教育研究の活性化や経営改善への取り組みを積極的に支援する方策を進めていきたいと考えております。

共済業務としては、昨年四月に被用者年金制度の一元化法案が国会に提出され継続審議中となつておりますが、今後もその動向を見極めつつ適切に対応していくこととしております。

また、国民年金等の年金記録問題の発生に伴い、国が国民の安心と信頼を回復するため対策を行つており、本事業団も加入者等の皆様に加入経歴をお知らせする準備を進めております。

福祉事業につきましては、本年四月から実施する特定健診等について、事業の効果的実施に向けた準備を進めております。共済業務につきましても、私学共済制度発展のために皆様の信頼を得られるよう引き続き取り組んでまいります。

本事業団が発足十年を迎えた今、私立学校の教育と研究の支援に必要な業務を総合的かつ効果的に行う我が国唯一の機関としてその使命を改めて確認し、私学の発展に寄与するため職責を全うしたいと考えております。どうぞ本年も皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

学校の経営改革事例

私立大学・短期大学の経営改善

―目白大学（東京都新宿区）の事例―

目白大学は、社会と学生のニーズに応えるための改組・転換を積極的に実施し、安定した学生確保をしています。それは、佐藤弘毅理事長が、数々の学内改革を実施した結果だと思われま。佐藤理事長は、長年短期大学協会の理事や文科省の審議会委員等を務められ、私学全体の財務状況や経営改革の事例について深い造詣をお持ちです。

今回は、昨年、私学事業団で「淘汰の時代における私立大学の経営課題」というテーマで佐藤理事長にご講演いただいた内容から、今後私学経営をよりよい方向に導くためのメッセージをまとめました。

目標の明確化

私学の世界は、横並び意識が強すぎて、このままではともに滅ぼしてしまう恐れがある。私学経営者が緊張感を保つためには、人の成長にかかわっているという喜びを実感し、常に時代の要請に対する敏感さと先見性をもつとともに、足元を見逃さない謙虚さも必要である。

そこで、まず着手しなければならぬことは、目標の明確化だ。理事会は、それを五か年程度の中期計画等で目標を明確にする必要がある。中期計画を定めることは、教職員全員で目標と危機意識を共有することであり、経営側の意思表示

となるのである。学内でできる限り夢を共有する必要があり、夢を共有できれば、その集団は強くなるからである。

会社の寿命は一般的に三〇年だといわれ、生き残るものの何十倍も潰れていく。これは大学も同じで、社会の変化に対応しなければ生き残れない。学園の建学の精神とそれを具体的な言葉で説明したものは時代とともに変わっていくべきだ。守るべきものと変えなければいけないものがあり、「不易流行」のバランスこそ大切なのである。

そのためには、当然学部・学科のスクラップ・アンド・ビルドが必要である。追い詰められてからの改組では、安易なものになり、すぐに再び改組の必要に迫られる。余力があつてこそ、知恵がわき、充分説得する時間もできる。ここで大切なことは、学部・学科はスクラップしても、人の心をスクラップしてはいけないということだ。この十年近く、毎年のように学部・学科等の改組転換を実施してきたが、一人の解雇者も出さないというのが私の方針だ。暮らしては奪わないし、誇りは傷つけないようにしてきた。しかし、現実の学問には流行り廃りがあり、旧学部の主役をしていた人が、基礎教養を教えることになることはやむをえないと考えている。

軽量経営について

次に大切なことは、軽量経営だ。運営組織・事務組織そのものをスリムにする必要がある。中堅私学が経営を軽量化するためには職員数をぎりぎりに絞る必要がある。ピーク時を基準にして人員を配置してはいけない。特に職員は少なめが良い。潤沢に人がいると、人間は働かない傾向にあるからだ。学生が増えても専任職員は減らす努力をしてきた。そのためには、多様な雇用形態でやっていく必要がある。ちなみに私の大学では、専任職員の数以上の委託、派遣、契約職員などがいる。このような徹底したアウトソーシングは、人件費の問題だけでなく、仕事のクオリティの面から考えてのことだ。つまり、清掃や警備など外部の専門の力を借りたほうが良い分野もある。また、これからは光熱水費等のランニングコストの削減も大切だ。大学は巨大な装置産業なので、減価償却の分だけをつんでいたのでは足りず、インフレ的に資金を蓄積していかないと充分とはいえない。

教職員の意識改革

最も大切なのは、教職員の意識改革である。教員の所属意識は、職員、役員と比較して乏しいといえる。大学が潰れても、自分の職は失わないと考えている教員が多いが、その温度差をどうして埋めていくかが私立大学の最大の課題だ。大学教員は、それぞれの学問分野のプロだが、教育のプロではないため、単なる自己満足のような授業もある。そして、教育の成果が上がらないと、学生のレベル

が低い、また経営状況が悪化すると、理事長の経営感覚がおかしい、と常に他に

責任転嫁する傾向が見られる。私学はそのような教員を放置できない時代がきている。そんな教員が増えれば、当然中途退学者が増加するだろうが、これは切実な問題だ。入学者を確保することも大事だが、これからは中途で失わないようにすることがもつと大切である。

これからは、このような教員の意識を変え、教員たちに輝いてもらわないとうまくいかない。教養教育とは、単なる知識ではなく、社会人に必要な能力、社会との関わり方などの能力を養うもので、そのような能力の養成に情熱を持つ教員が今求められているのである。

一方、従来の職員は、現実を見ず、責任を持ちたがらず、帰属意識も低かった。しかし、現在の理事長や学長が職員に求めているものは、高い専門性と危機感を共有し、自覚を持って仕事をする人材なのである。これからの中堅私学は、まさに零細企業であり、私学の職員は、まさに何役もこなせなければうまくいかない。教員は主役だが、職員は同等の立場なのだという自覚を持つて欲しい。歴史の古い大学は、教員が職員を見下しているが、教員を輝かせるのは職員なのだ。私の大学では、職員に権限を与え、たくさん発言する場を与えているようにしている。大学職員は、まさに学生の指導職であり、政策提案者にならなくてはいけない。

経営者はひとりでは何もできない。これからは、職員が良くなければ、未曾有の危機を乗り越えられない時代になってきている。これから私学経営は、経営者、教員、職員全員参加型で学生サービスのできる体制が必要なのだ。

（私学経営相談センター）

# 連載 再生へのキーワード

## 第六回「ビジョン2030」実現へ向けて

国立大学法人東京大学総長秘書室長 下間 康行

制度発足四年目の国立大学法人の立場から私立大学再生のキーワードをまとめるよう編集部より依頼された。私学経営の現場を知らずに関係者の皆様に参考となる話題を提供できるか心許無いが、国立大学法人東京大学（以下「東大」）本部事務局で、教育再生会議等の政府諮会議委員や国立大学協会（以下「国大協」）会長等を務める小宮山宏東大総長を補佐する中で考えていることをまとめてみたい。

人材養成と学術研究のために国立大学は全力を尽くす」ことを国大協会長としての基本方針として掲げている。

もちろん、このような役割は国立大学に限らない。私立か国立かという設置形態の問題ではない。ただ、歴史的経緯として、現時点でどこがどうという人材を養成し、地方も含めて地域のバランスよく強化しているかを考えるとき、国立大学はその役割をしっかりと果たす必要がある。（国立大学等の法人化について [http://www.next.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/houjin.htm](http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm)）

### 1. 「課題先進国」日本と大学の役割

小宮山総長は、日本を「課題先進国」と位置づけ、「課題解決先進国」となるべきと提案している。天然資源に恵まれない狭い国土に大きな人口と生産力を擁する日本は、環境・エネルギー、資源の欠乏、少子高齢化など他国が解決したことのない課題を先進的に抱えており、二〇三〇〜二〇五〇年には同じ課題に世界が直面するため、自国の問題を解決することで世界にモデルを提示できる立場にある。自らモデルをつくり解決していくためには、創造性と意欲に溢れた大量の人材が必要であり、この人材養成が大学の役割となる。このため、小宮山総長は、二〇〇七年六月、「『課題先進国』日本の

人材養成と学術研究のために国立大学は全力を尽くす」ことを国大協会長としての基本方針として掲げている。

### 2. 多様な人材養成で社会貢献

人材養成に関しては、本連載十二月号で山野井氏は、産業界の期待として、各大学は、「アイデンティティ確立のための情報発信」と「大学のアウトプットとしての人材育成」という面で、社会の評価を受けるとされた。人材養成は大学の最大の社会貢献であり、それにより大学の公共性も強まる。したがって、大学は、各々の教育理念・目標や授与される学位に照らし、学生に付加価値をつけて送り出し、社会的に有用な「多様な人材の育成に貢献する」ことが求められており、地域や世界に貢献する人材を、質・量の

両面でのように確保するかという課題に国公立大学の総力を挙げて取り組む必要がある。その際、国公立の設置形態の垣根を取り除き、地域の大学が連携するコンソーシアムを形成したり、更には国公立を通じ複数の大学が合同で大学院研究科、学部を作れるよう制度改正する提案等もなされており、国公立で一緒にやれるところは一緒にやるべきだろう。

### 3. より国民に「見える」形に

教育再生会議等の場で、しばしば「国立」大学が何をやっているのか、見えない」との意見が出され、結果として、古いイメージや思い込み（例えば、大講座制、受験競争、学閥など）をもとに議論が展開されることがある。大学の数が多すぎるといふ意見に対し、高等教育大衆化の中で知識社会を構築するためには、五〇％が大学へ進学する必要性や、全体規模の縮小が、地方の活力ダウンだけでなく、トップの縮小・レベルダウンに通じることに国民の理解を求めている必要がある。小宮山総長は、国大協会長として、国立大学における教育と学術研究活動を「より国民に見える形」とし、改革努力を外に見せるビジビリティの向上等を不断に行うことを表明している。

### 4. 学長のアクション・プラン

「大学全入時代」を迎え大学は淘汰の時代を迎えたと言われ、グローバルゼーションが国境を越えた競争環境を大学に課す中で、国立・私立を問わず、競争相手は世界となり、大都市圏大学、地方大

### 今月の鍵（編集部より）

「見える化による社会からの支援」  
大学が改革を推進するためには、教育・学術研究活動、ミッション・経営方針を公約として公表し「見える化」を進め、国民の理解・信頼と社会総がかりの支援を求めることが重要なようです。

学とも、各地域に密着した特色ある個性を打ち出すことが期待されるとともに、国際的競争力のエクセレンスの確立が求められている。多くの大学が、「生き残り」のために何をすべきか、新しい時代の大学経営モデルを求め模索している。東大も例外ではなく、小宮山総長は、総長としての決意表明である「東京大学アクション・プラン2030（http://www.u-tokyo.ac.jp/gen03/b01\_07.html）」を作成公表し、必死で改革努力を続けている。東大自身の変革のキーワードは、「知の構造化」と「自律分散協調系」である。

国立大学も、東京など大都市圏の大学と地方大学、総合大学と医学系、教員養成系の単科大学など多様性があるが、法人化後、ようやく個性・特色を発揮し始めた。多くの大学で学長のリーダーシップの下、学長のアクション・プランや大学のブランドデザインが策定され、世界トップレベルの競争に参画し、人類の文化創造に貢献する「ナショナルセンター」としての役割と、地域を支える人材育成・知の拠点として地域経済の活性化へ貢献する「リージョナルセンター」としての役割のバランスの中で、各々の存在意義を考えるようになっていく。

このようなアクション・プランは、大学の設置形態や規模の大小にかかわらず必要となる。本連載十一月号で佐野氏は「(私立) 大学は、経営戦略の明確化を図り、ビジョナリー・ユニバーシティを目指し、理事側と教員側が同じ目標に進むことが重要」とされた。また、八月号で両角氏は、地方・小規模大学において、収支が良好あるいは著しく改善した大学の原因究明を研究課題とされたが、「小さく」とも収益力と財務体力に優れた「強い」大学の分析が進めば、特色あるビジョン策定に有意義である。

いづれにしても、各大学が改革目標を明確化し、大学のミッションと経営方針を公約として公表し、「見える化」を進めた上で、大学自らの改革に対する「社会総がかり」の支援を求める必要がある。

### 5. 「ビジョン2030」実現に向けて

御存知のとおり我が国の高等教育への公財政支出は約二兆円、GDP比〇・五％で主要先進国の中で最低レベルである。諸外国が国際競争力強化のため高等教育への投資を増加させる中、このままでは我が国は世界から取り残される。

図の「ビジョン2030」は、縦軸に大学の活性度の指標として世界大学ランキング(五種類のランキングの平均値)をとり、横軸にその国の高等教育への資金投入額を示した。ご覧のとおり国際競争力のある大学の数と資金の投入額は概ね比例する。GDPで日本の二・七倍に過ぎない米国の公財政投入額は十五兆円で日本の七・五倍である。しかも米国の

大学は大学基金(endowment)を総額四十兆円(日本の国家予算八十兆円の約半分)保有し、上位五百大学の運用益は年間五・一兆円である。米国が日本の九倍、四五％のランキングを占めるのは、日本の十倍近い資金投入に支えられていることがわかる。

図の直線関係から推論すると、投入額が五兆円になると、ランキング上位の大学数は一二％となり百位以内に十二大学が入ってくる。日本のGDPは世界の約一一％であるから、それと比べても合理的である。

「ビジョン2030」はこの五兆円(GDP比一％)を今後二十年間のうちに実現しようとするものである。ただ、五兆円の投資で「国際競争力のある百校だけをつくる」のではないことにご留意いただきたい。知識社会を担う人材を育てるためには、平均的な大学生の力をどう引き上げるかが課題であり、国際ランキングに二十〜三十校、ランキングに出てこない単科大学や小規模大学を含め百校が国際競争力を強化し、残りの大学もそれぞれ良くなり、日本全体の大学の力を上げていくというビジョンである。

なお、公財政投入に関しては、いわゆる競争条件の「イコールフットイング」論があるが、国立大学法人、学校法人に加え、公立大学は地方独立行政法人化し、構造改革特区では株式会社が参入し、設置形態の多様化の中で今後の高等教育は如何にあるべきかの議論が必要である。またグローバル化の中で日本国内だけを見て国公立大学のあり方を考えるので

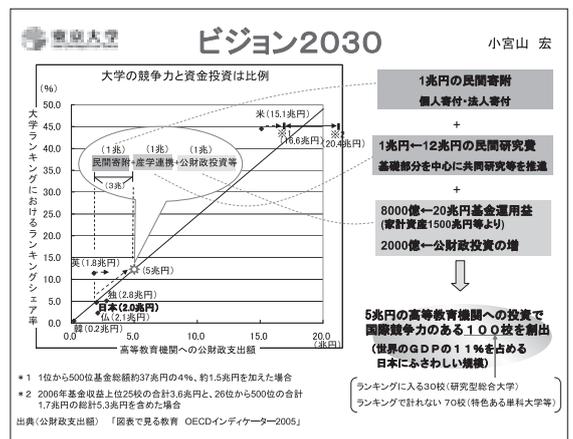
はなく世界の中で日本の高等教育のあるべき姿を考える視点も必要である。これらについては別の機会に譲りたい。

いづれにしても、現在の二兆円の公財政支出を国公立が奪い合う構造はジリ貧であり、新たな教育基本法の理念実現と地域振興における大学の重要性を考慮し、長期的な見通しの下に国公立大学(短期大学、高等専門学校等を含む)に対する抜本的な投資拡大を実現すべきである。そのためには、国公立大学が連携して、国に対し、国立大学法人運営費交付金、私学助成、施設設備整備費など大学の基盤的経費の確実な措置と競争的資金の大幅拡充を求めていく必要がある。財政に関することは、国が策定を検討中の「教育振興基本計画」にもしっかりと明記すべきである。

### 6. 解としての寄付の税額控除

この五兆円は、本来公財政支出を三兆円増大させて実現するのが筋である。しかし、現在の公財政状況に鑑みれば現実的に難しい。そこで、民間からの研究開発投資、民間からの寄付と公財政投資の増大を組み合わせて実現しようと考えている。各大学の自助努力による資金獲得のため、寄付金に係る税制上の優遇措置を抜本的に拡大強化することを目指し、

昨年十月、国公立の大学団体が連名で(連名の要望書は過去に例がないと思われる)「税制改正に関する要望書」(<http://www.kokudaikyo.gr.jp/active/text5/zeisei071026.pdf>)を提出した。直ちに実現することは難しいかもしれないが、



いわゆる「ふるさと納税」の議論と同様、欧米に比べてなじみの薄い寄付文化(米国ではGDPの一・七％で約三千兆円、英国では〇・七％で約二兆円の個人寄付がある)の普及を後押しするような日本独自の税制の仕組みが必要である。寄付に多くを依存することは特定の有力大学に殆どの恩恵が行くのではないかと懸念もあるだろう。また、これとは別に家計負担軽減のための大規模な支援策が必要かもしれない。関係者の皆様のご意見、ご批判をいただきたい。

### 下間 康行(しもつま やすゆき)

昭和六十三年文部省入省。福岡県教育委員会、ユネスコ教育政策国際研究所、OECD日本政府代表部、文部科学省高等教育局大学課、同省大臣官房総務課などを経て、平成十八年八月より国立大学法人東京大学に勤務。

# 経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営相談センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、ご参照ください。

●石綿(アスベスト)健康被害救済法に基づく一般拠出金の表示科目

Q 平成十九年四月より労災保険料と併せ、一般拠出金を負担することとなりました。この一般拠出金に係る会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

A 十八年三月二十七日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、労災保険適用の全事業主は十九年四月一日から一般拠出金を負担することになりました。この法律により、全ての事業主が一律の拠出金率(0.05/1000)をもって、労働災害の給付の範囲外者への医療費等に充てるため徴収されることとなります。

したがって、一般拠出金は法定福利費の一つと考えられるため、「所定福利費」とし、積算上の割合により教員、職員に按分します。

なお、一般拠出金の算定にあたっては、前年度(十八年四月一日から十九年三月三十一日)の労災保険の確定保険料から積算しますが、十九年度からの納付となることから今年度の支出として計上します。

●国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援の取り組みに係る収入科目

Q 「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に選定・採択され、文部科学省から資金を受け取ることとなりましたが、この収入に係る会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

でしょうか。

A 国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援の取り組みのうち「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」は、社会人の「学び直し」のニーズに対応するため、大学、短期大学、高等専門学校における幅広い教育研究資源を活かした優れた学修プログラムを開発・実施することにより、学び直しに資する良質な教育プログラムの普及を図り、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現を目指すことを目的として、今年度から設置された公募型の委託事業です。

採択された学校法人は、文部科学省と委託契約を締結し、事業を実施することになります。

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」で学校法人が国から受け取る資金は国からの資金を原資としていますが、その契約が委託契約であるため、「(大科目) 補助金(収入)」とするのではなく、「(大科目) 事業収入」、「(小科目) 受託事業収入」に計上するのが妥当です。なお、他の国公立私立大学を通じた大学教育改革の取り組みにおける事業ごとの収入科目については表の通りです。

## 【国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援の充実(事業年度別)】

### 1 補助事業

年度	プログラム名	補助金名	補助対象者	収入科目名
平成18年度	特色ある大学教育支援プログラム	大学改革推進等補助金	大学等の設置者	国庫補助金(収入)
	現代的教育ニーズ取組支援プログラム			
	大学教育の国際化推進プログラム ・長期海外留学支援 ・海外先進教育実践支援 ・戦略的国際連携支援			
	法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム			
	資質の高い教員養成推進プログラム			
	地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人材養成推進プログラム			
	大学教育の国際化推進プログラム ・海外先進研究実践支援			
平成19年度	「魅力ある大学院教育」イニシアティブ	研究拠点形成費等補助金	学長等	預り金(収入)
	21世紀COEプログラム			
	特色ある大学教育支援プログラム	大学改革推進等補助金	大学等の設置者	国庫補助金(収入)
	現代的教育ニーズ取組支援プログラム			
	大学教育の国際化推進プログラム ・長期海外留学支援 ・海外先進教育実践支援 ・戦略的国際連携支援 ・先端的国際連携支援			
	新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム			
	専門職大学院等教育推進プログラム			
地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人材養成推進プログラム				
がんプロフェッショナル養成プラン				
平成19年度	大学教育の国際化推進プログラム ・海外先進研究実践支援	研究拠点形成費等補助金	学長等	預り金(収入)
	大学院教育改革支援プログラム			
	「魅力ある大学院教育」イニシアティブ			
	グローバルCOEプログラム			
	21世紀COEプログラム			

### 2 委託事業

年度	プログラム名	事業名	委託先	収入科目名
平成19年度	社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム	社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託	大学等	事業収入

●外国債券を購入する際の外国証券取引口座の口座管理料

Q 外国債券を購入するにあたって、外国証券取引口座を開設することとなりました。この口座開設に伴う口座管理料を取得価額に含め、「有価証券」として、処理してもよいでしょうか。

A 学校法人会計基準において資産の評価は、取得価額をもって計上することが原則であり、付随費用も取得原価に含まれます。有価証券についても、取得にあたって支払った対価に販売手数料を含め、取得価額とします。

しかし、今回の質問にある口座管理料は、口座全体を管理するために必要な費用であり、個々の外国債券の取得に対して発生する付随費用ではないことから、取得価額に含めることなく、「(大科目)管理経費(支出)」とし、「(小科目)報酬・委託・手数料(支出)」等として経費処理することが妥当です。

●退職金引き下げに伴う退職給与引当金の取り扱い

Q 退職金制度の見直しにより退職金が引き下げとなりました。そのため、退職金設定残高が期末退職金要支給額を超えることとなった場合、要支

給額に合わせ、退職給与引当金を取り崩してもよいでしょうか。また、部門の表示の仕方はどのようにになりますか。

A 制度の見直しにより引当過剰となった退職給与引当金額は取り崩す必要があります。

退職給与引当金は、各法人の退職金支給基準に基づき計算された退職金の要支給額を、その算定の基礎となる期間ごとに費用として認識する必要から設定します。

退職金支給基準により負債として認識すべき退職金の要支給額が変更された結果、退職給与引当金の期末残高が、見直し後に計算した当期末退職金要支給額を超える場合も考えられます。

その場合、消費収支計算書の「退職給与引当金繰入額」をマイナスするのではなく、「(大科目)雑収入」、「(小科目)退職給与引当金戻入額」等を設けることとします。

また、部門の表示については、退職給与引当金繰入額の計算は原則として学校ごとにそれぞれ計算することとなります。

そのため、退職給与引当金繰入額を計算した結果、部門ごとに「退職給与引当金繰入額」と「退職給与引当金戻入額」等が生じることも想定されます。

★科学研究費補助金の取り扱い

今年度より科学研究費補助金に係る間接経費の拡充が図られ、基盤研究(B)、基盤研究(C)についても措置されることとなりました。そのため、科学研究費補助金に係る間接経費の処理について多くのご質問をいただきました。

科学研究費補助金は、研究代表者等に対する補助(個人補助)であるので、学校法人の帰属収入とはせず、間接経費分も含め「預り金」で受け入れます。

ただし、間接経費については、補助金受領後、研究代表者等から学校法人へ速やかに譲渡することになっています。研究者代表者等から間接経費を譲渡された結果、学校法人の帰属収入となる「雑収入」とします。

(参考)

『学校法人の経営に関する実務問答集(第2次改訂版)』の設問31―抜粋

Q 科学研究費補助金のうちいくつかの研究種目に新たに間接経費が措置されることになった。この間接経費の会計処理についてどのようにすべきか。

A 科学研究費補助金における間接経費は、直接経費と合わせて研究代表者等に交

付されることになることから、会計処理上は、従来と同様「預り金」として学校法人会計を経由して研究代表者等に交付することになり、その後、研究代表者等は間接経費分を所属する学校法人に納付することとなる。

したがって、学校法人は研究代表者等から納付された間接経費について帰属収入として学校法人会計に計上する必要がある。

計上に当たっては、補助金上の法的関係が適用されるのは、文部科学省又は日本学術振興会と研究代表者等との間であり、研究代表者等から学校法人に納付された間接経費は補助金としての性格を有していないことから、その受入科目は「補助金(収入)」ではなく「雑収入」に計上するとともに、小科目として例えば「研究関連収入」等の科目を別途設けて処理するのが妥当である。(平成十四年)



問い合わせ先(私学振興事業本部) 私学経営相談センター

☎ 〇三(三三三〇)八四七四・四九〇一 Eメール center@shigaku.go.jp

## 平成二十年四月から 被扶養配偶者期間の年金分割制度が始まります

平成十六年の年金改正法により、離婚時の年金分割制度が導入されました。

すでに十九年四月から、「合意等に基づく年金分割制度」が実施されていますが、さらに二十年四月からは「被扶養配偶者期間の年金分割制度」が実施されます。

### ■離婚時の年金分割制度の共通的な仕組み

「被扶養配偶者期間の年金分割制度」とも、「合意等に基づく年金分割制度」と同じく、婚姻期間中の標準給与の月額等（掛金の算定基礎となる標準給与の月額と標準賞与の額をいいます）を当事者間で分割する制度です。

分割後は、それぞれが分割された標準給与の月額等に基づき年金を受給できますが、年金を受給するにはそれぞれが年金の受給要件（支給開始年齢や受給資格期間（分割を受けた期間を除きます）を満たすことが必要です。

したがって、すでに年金を受給している方から分割を受けたからといって、ただちに年金を受給できるわけではありません。

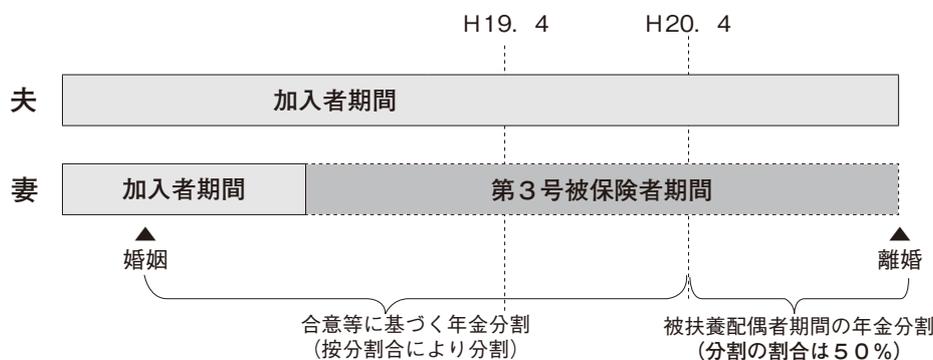
また、分割による標準給与の月額等が反映されるのは、年金額のうち給与比例部分と職域部分に限られ、定額部分には影響しません。

### ■「合意等に基づく年金分割制度」との違い

「被扶養配偶者期間の年金分割制度」と「合意等による年金分割制度」では、次の点が異なります。

- ① 「被扶養配偶者期間の年金分割制度」の対象になるのは、二十年四月以降の被扶養配偶者期間（国民年金第三号被保険者であった期間）のみになります。それ以外の婚姻期間については「合意等に基づく年金分割制度」の対象期間になります。
- ② 分割の割合は常に五〇％で、分割の対象となる期間の標準給与の月額等の二分の一を第三号被保険者であった方へ分割します。
- ③ 分割は、第三号被保険者であった方からの請求によって行うことができます。当事者間の合意や裁判手続きは必要ありません。

### 【被扶養配偶者期間の年金分割制度のイメージ】



### 「合意等に基づく年金分割制度」と「被扶養配偶者期間の年金分割制度」の比較

	合意等に基づく年金分割制度 (19年4月実施)	被扶養配偶者期間の年金分割制度 (20年4月実施)
対象になる期間	19年4月1日以後に成立した離婚等が対象ですが、その婚姻期間中の加入者期間全てが分割の対象になります。	20年4月以降の第3号被保険者期間のみ、分割の対象になります。
分割の割合	当事者間の合意もしくは裁判所の決定により決められた按分割合（上限50％）に基づき分割されます。	分割の割合は50％に定められています。
請求手続き	請求には、当事者間の合意もしくは裁判所の決定を示す書類の添付が必要です。また、原則的に離婚等をしたときから2年以内に請求することになっています。	第3号被保険者であった方からの請求により分割できます（当事者間の合意や裁判手続きは不要です）。

# 平成20年4月から短期給付の自己負担の仕組みが一部変わります

## 1. 高齢者医療制度について、与党より以下のとおり見直すこととされました。

- ①70～74歳(現役並み所得者を除きます)の窓口負担割合について、20年4月から21年3月までの1年間は、現行どおり1割に据え置かれます。  
 ※現役並み所得者(標準給与の月額が28万円以上)は現行どおり、3割負担となります。  
 ※後期高齢者医療保険制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。  
 ※本年4月から70～74歳の窓口負担割合を2割に引き上げる(本誌18年6月号参照)とされていたものを据え置くものです。
- ②75歳以上の被扶養者は、20年4月から後期高齢者医療制度に加入し、新たに保険料を自分で負担することとなりますが(本誌19年11月号13頁参照)、20年4月から9月までの6か月間の保険料は無料となり、20年10月から21年3月までの6か月間の保険料は9割軽減された額となります。  
 ※65～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。

## 2. 3歳から義務教育就学前(小学校入学前)の子どもの窓口負担割合(現行3割)が引き下げられ、小学校入学前の子どもの窓口負担割合は2割に統一されます。

## 3. 70～74歳(一般)の高額療養費にかかる自己負担限度額が引き上げられます。

(表1) 自己負担限度額

対象者	現行		平成20年4月以後	
	外来	入院	外来	入院
現役並み所得者 (標準給与の月額が28万円以上)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% [44,400円]	変更なし	
一般	12,000円	44,400円	24,600円	62,100円 [44,400円]
低所得者	II I	8,000円	24,600円	変更なし
			15,000円	

※ [ ] 内金額は、同一世帯で1年間の高額療養費の該当回数が3回以上ある場合の4回目以降の額

## 4. 療養病床に入院する65～69歳の食費・居住費に自己負担が生じます。

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費や居住費の一部を自己負担することになります(「生活療養標準負担額」といいます)。これに伴い、医学的な管理下にある食費・居住費からこの生活療養標準負担額を差し引いた残りを、本事業団が「入院時生活療養費」として負担します。  
 ※70歳以上については、すでに18年10月からこの制度が導入されています。  
 ※入院時生活療養費は本事業団が医療機関に支払いますので、請求手続きは必要ありません。  
 ※生活療養標準負担額の詳細については、「私学共済ブック2007(給付編)」の37ページをご覧ください。

## 5. 新たに「高額介護合算療養費」の支給が始まります。

医療保険と介護保険の自己負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えた部分について、本事業団等の医療保険者から新たに「高額介護合算療養費」が支給されます。これにより、医療保険と介護保険の自己負担合算額が著しく高額になる場合の負担が軽減されます。

$$\text{支給額総額} = \text{世帯における医療・介護の自己負担額の年間合計額 (A)} - \text{世帯の負担限度額 (表2)}$$

※「高額介護療養費」は世帯内に医療と介護の両方の自己負担があることが必要です。

※この支給額総額を、(A)における医療保険と介護保険の比率で割った額が、各保険者からの支給額になります。

(表2) 世帯の負担限度額(年額)

対象者	被用者保険・国民健康保険+介護保険 (70～74歳の方で合算するとき)	被用者保険・国民健康保険+介護保険 (70歳未満の方を含めて合算するとき)
現役並み所得者 (70歳未満の場合は上位所得者)	67万円	126万円
一般	62万円	67万円
低所得者	II	34万円
	I	

※請求手続き等については、追ってお知らせいたします。

## 私学事業団における年金加入記録の取り扱いと 社会保険庁への情報提供について

◆私学事業団の記録は、基礎年金番号ではない「加入者番号」で記録管理しています

加入者の新規資格取得、資格喪失や再資格取得など、学校法人等からの報告に基づく加入記録は、私学共済制度独自の「加入者番号」とともに、個人別の台帳で一元管理しています。資格喪失の際には、それまでの加入経歴を全て記載した「長期給付加入者記録票」をご本人に発行しますので、その内容を確認していただくことができます。

また、再資格取得であるにもかかわらず新規資格取得の報告があった場合でも、本事業団でチェックをかけ、同一人の可能性がある場合には、学校法人等に照会しています。

さらに、年金請求の際にはご本人に加入経歴を申告していただき、その内容と台帳を照合して、年金決定をしています。本事業団では、以上のように、一元的な記録管理・チェック体制を講じつつ、ご本人が記録を確認する機会を設け、最終的に申告内容と照合した上で、年金を確実にお支払いしております。

◆私学共済制度に加入された方についての、現在の基礎年金番号の登録の状況

基礎年金番号制度が導入された平成九年一月前に私学を退職し、私学共済制度の資格を喪失している方の加入記録については、現在、年金の決定をする際に基礎年金番号が登録されるという仕組みになっています。

基礎年金番号がついていない記録は、今後年金の決定を受ける方等についての平成九年一月前の記録です(図)。

◆私学共済制度の年金加入記録を社会保険庁に順次提供し、基礎年金番号に結び付けます

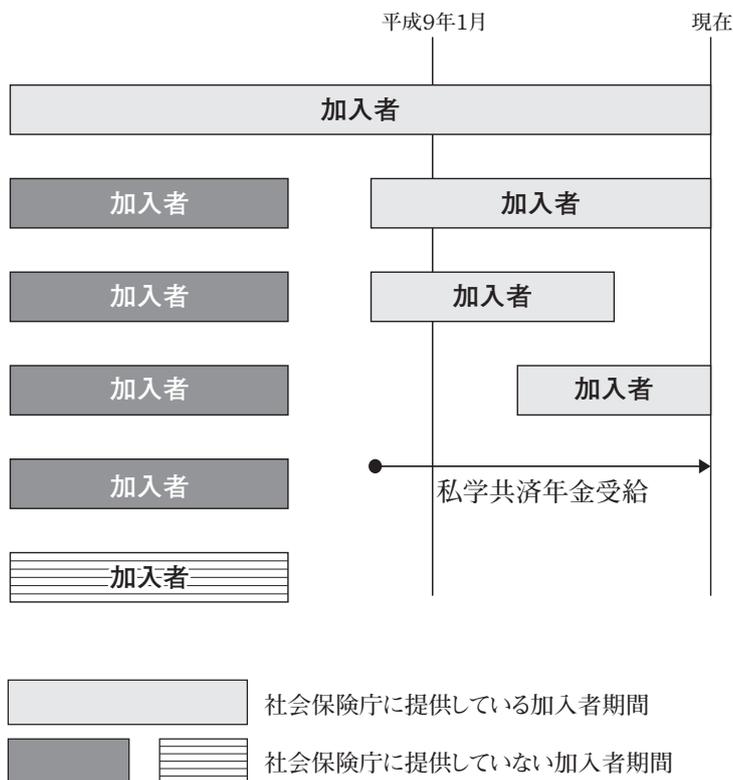
前述のとおり、私学共済制度の加入記録は基礎年金番号とは別の記録管理をしていますので、基礎年金番号がついていないことが私学共済年金の額に影響を及ぼすわけではありません。

しかし、  
・「加入者・受給者サービスを図るため、統一的な番号制を導入し、各公的年金制度においてそれぞれ整理されている加入

記録を全体としてまとめて照合できる仕組みを作る」という趣旨のもとで基礎年金番号制度が導入された  
・十九年七月五日に政府が取りまとめた年金記録問題に関する総合対策「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」において、「共済過去記録の基礎年金番号への統合」に取り組むこととされるとともに、全ての方の年金加入記録が年金給付に結びつくこと等を目指して社会保険庁が実施する「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」(次頁参考1)に対応する必要がある  
などのことから、本事業団における年金

加入記録を、以下の要領で社会保険庁に順次提供することになりました。  
①基礎年金番号の登録のある方の記録提供  
年金受給者を含め、本事業団において基礎年金番号を登録している方の加入者期間を十九年十二月から順次社会保険庁へ提供しています(図の■)  
\*「本事業団に基礎年金番号の登録のある人」は次の方が該当します。  
(1)基礎年金番号が導入された平成九年一月以降の加入者期間がある方  
(2)私学共済制度の退職共済年金等の決定をされている方

(図) 私学共済制度の加入記録の社会保険庁への提供の状況(現時点)



**参考1 社会保険庁が送付を予定している「ねんきん定期便」と「ねんきん特別便」**

- ねんきん定期便  
現役の年金加入者に対して、年金加入状況や年金見込額などの年金情報を定期的にお知らせするもので、平成21年度から本格的に実施される予定です。
- ねんきん特別便  
全ての年金受給者及び現役の年金加入者に対して送付されます。本人が年金記録を確認することができるよう、今までの加入履歴が記載されています。平成19年12月から20年10月にかけて、①社会保険庁によるいわゆる「名寄せ」の結果、記録が結びつく方、②年金受給者、③現役加入者、の順に送付される予定です。

このことにより、「ねんきん定期便」及び「ねんきん特別便」に表示される私学共済制度の加入者期間が、一部表示されていない等で、『期間が漏れているのではないか』などの心配がないように努めています。

②基礎年金番号の登録がない方の記録提供  
本事業団に基礎年金番号の登録がない方の加入者期間は「年金記録問題に関する政府の総合対策」(参考2)の「共済過去記録の基礎年金番号への統合」の中で実施されます(図の③)。

実施内容の詳細は追ってご連絡します。

**参考2 年金記録問題に関する政府の総合対策の概要**

政府の主な対策		実施時期(目途)
年金記録の名寄せ	約5,000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ。	H19.12～H20.3
	マイクロフィルムにより保管されている約1,430万件の記録等のコンピューターへの入力と、基礎年金番号で管理されている既存のコンピューター記録との名寄せ。	H20.5まで
共済過去記録の基礎年金番号への統合	平成9年の基礎年金番号導入前に退職して加入者でなくなった方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない記録と、すべての年金受給者・現役加入者との記録の名寄せ。	H21年度中
	名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方に対するお知らせ。	H21年度中
「ねんきん特別便」による加入履歴のお知らせ	上記「5,000万件」の名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方に対するお知らせ。	H19.12～H20.3
	すべての年金受給者および現役加入者(約1億人)の方々に、改めて年金記録が適正に管理されているか確認していただくため、「ねんきん特別便」により加入履歴を送付。	年金受給者 → H20.4～5 現役加入者 → H20.6～10

資料) 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について(平成19年7月5日 政府・与党)より作成。

**電話による健康増進・介護相談サービス**

東京臨海病院では電話による健康増進・介護相談サービスを実施しています。健康上の不安や家族を介護するうえでの悩みなどについて、経験豊富なスタッフが直接お答えするホットラインです(内容によっては、医師と相談のうえお答えいたします)。

専門の相談員がじっくりと耳を傾け、一緒に問題の解決にあたります。



**東京臨海病院 医療福祉相談室**

☎ 0120-684550

プライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

※携帯電話・PHSからのご相談はできませんのでご注意ください。

相談を受けられる人

- ・加入者(任意継続加入者を含む)及びその家族
- ・年金者及びその家族

相談できる日時

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時  
(土・日・祝日及び12/29から1/3を除く)

相談費用

通話料、相談料ともに無料

相談できる内容

健康相談、介護相談、介護情報

## 2月12日(火)～3月7日(金) 全国71会場で開催

開催時間 午後1時30分～4時 ( 〇〇 の地区は13ページの別表参照)

地区	会場及び所在地	開催日
東京	東京ガーデンパレス 2階「高千穂」 文京区湯島1-7-5	2/18(月)
		2/19(火)
		2/20(水)
横浜	神奈川県私学会館 講堂 横浜市神奈川区高島台7-5	2/12(火)
		2/13(水)
相模原	神奈川県高相合同庁舎 大会議室 相模原市相模大野6-3-1	2/26(火)
新潟	新潟会館 3階「ぼたん」 新潟市幸西3-3-1	2/27(水)
長岡	アトリウム長岡 1階「オリオン・フェニックス」 長岡市弓町1-5-1	2/28(木)
富山	富山県民会館 701号室 富山市新総曲輪4-1-8	2/21(木)
金沢	石川県庁 11階1102会議室 金沢市鞍月1丁目1番地	2/20(水)
福井	福井県国際交流会館 第3会議室 福井市宝永3丁目1-1	2/19(火)
甲府	恩賜林記念館 大会議室 甲府市丸の内1-5-4	3/7(金)
長野	長野県職員センター 長野市中御所岡田131-6	3/5(水)
松本	長野県松本勤労者福祉センター 第4会議室 松本市中央4-7-26	3/6(木)
岐阜	県民ふれあい会館 岐阜市藪田南5-14-53	3/5(水)
静岡	静岡県私学会館 5階大会議室 静岡市葵区追手町9-26	2/28(木)
浜松	フォルテ 8階B会議室 浜松市旭町12-3	2/27(水)
沼津	沼津市立図書館 第3講座室 沼津市三枚橋9-1	2/29(金)
名古屋	名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」 名古屋市中区錦3-11-13	3/6(木)
津	三重私学青少年会館 津市上浜町1-293-4	3/4(火)
大津	ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室 大津市におの浜1-1-20	2/20(水)
京都	京都ガーデンパレス 2階「葵」 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605	2/21(木)
大阪	大阪ガーデンパレス 2階「桜・桐」 大阪市淀川区西宮原1-3-35	3/5(水)
神戸	兵庫県私学会館 4階ホール 神戸市中央区北長狭通4-3-13	2/21(木)
奈良	春日野荘(公立学校共済組合 奈良宿泊所) 奈良市法蓮町757-2	2/19(火)
和歌山	和歌山県民文化会館 大会議室 和歌山市小松原通り一丁目1番地	3/6(木)

地区	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉交流プラザ2階第一研修室 倉吉市駄経寺町187-1	3/4(火)
松江	松江テルサ 4F中会議室 松江市朝日町478-18	3/5(水)
益田	鳥根県芸術文化センター「グラントワ」多目的ギャラリー 益田市有明町5-15	3/6(木)
岡山	ビュアリティまきび(公立学校共済組合 岡山宿泊所) 岡山市下石井2-6-41	3/6(木)
広島	広島ガーデンパレス 2階「錦」 広島市東区光町1-15	2/19(火)
福山	福山地域事務所 第3庁舎8階 第381会議室 福山市三吉町1-1-1	2/20(水)
山口	翠山荘(地方職員共済組合湯田保養所) 山口市湯田温泉3-1-1	3/4(火)
周南	ホテルサンルート徳山 周南市築港町8-33	3/5(水)
徳島	徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」研修室1 徳島市山城町東浜傍示1 アスティとくしま内	2/27(水)
高松	香川県社会福祉総合センター7階 第2中会議室 高松市番町1-10-35	2/28(木)
松山	愛媛県林業会館 3階大ホール 松山市三番町4-4-1	3/4(火)
高知	高知県文教会館 5階「文教ホール」 高知市本町4-1-49	3/6(木)
福岡	福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」 福岡市中央区天神4-8-15	2/28(木)
久留米	久留米学園高等学校 久留米市東町272-4	2/27(水)
北九州	美萩野女子高等学校 北九州市小倉北区片野新町1-3-1	2/26(火)
佐賀	はぐくれ荘 佐賀市天神2-1-36	2/21(木)
長崎	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6	2/19(火)
佐世保	県北振興局天満庁舎(旧県北会館) 佐世保市天満町1-27	2/20(水)
熊本	水前寺共済会館 2階「鳳凰の間」 熊本市水前寺1-33-18	2/28(木)
大分	大分文化会館 大分市荷揚町4番1号	2/21(木)
宮崎	ウェルシティ宮崎(宮崎厚生年金会館)霧島 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8	2/19(火)
鹿児島	ジャングルパークベイサイドガーデン2F 鹿児島市与次郎1-7-18	2/27(水)
那覇	サザンプラザ海邦 4F「首里」 那覇市旭町7番地	2/27(水)
石垣	官公労共済会八重山会館 石垣市宇登野城72	2/28(木)

# 平成19年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会

共済業務

## ●開催案内

- I 被用者年金制度の一元化の動向等について
- II 平成20年度の掛金率について
- III 社会保障協定について
- IV 特定健康診査及び特定保健指導の実施について
- V 後期高齢者医療制度の導入に伴う事務処理について
- VI 各業務からのお知らせ
  - 1 資格関係
    - (1) 資格喪失者の加入者証返納
    - (2) 資格取得報告書への基礎年金番号通知（写し）の添付について
    - (3) 資格取得等の事前受付
    - (4) 第3号被保険者にかかる離婚分割について
  - 2 短期給付関係
    - (1) 窓口負担・自己負担額の変更について
    - (2) 高額介護合算療養費の新設等について
  - 3 長期給付関係
    - (1) 退職共済年金の支給繰下げ制度について
  - 4 貸付関係
    - (1) 退職時の貸付の償還手続きについて
  - 5 給付金等の受取口座及び掛金・貸付等の預金口座振替について
  - 6 施設関係
    - (1) 私学メンバーズカードのご案内
  - 7 広報関係
    - (1) 広報誌の原稿募集

## ●開催時間

午後1時30分～4時

(注) 東京・横浜地区では2回以上に分けて学種別に開催しますので、日時・対象学種を確認のうえ出席してください。(別表参照)

## ●その他

連絡会当日は、出席カード（会場で配付するテキストについています）に記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえご出席ください。

### <別表>連絡会を2回以上開催する地区

地区	実施日	対象学種
東京	2/18(月)	大学、短期大学、高専、専修学校
	2/19(火)	高等学校、中学校、小学校
	2/20(水)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	2/12(火)	幼稚園を除く全学種
	2/13(水)	幼稚園

## ●会場・開催日一覧

地区	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌ガーデンパレス 2階 「丹頂・白鳥(1)」 札幌市中央区北1条西6	2/19(火)
函館	ホテルサンシティ函館 大ホール 函館市松風町13-14	2/21(木)
旭川	旭川ターミナルホテル 「ソレイユ」 旭川市宮下通7丁目	2/27(水)
北見	北見東急イン 「ローズ」 北見市大通西2-1	2/28(木)
帯広	ホテルヒーロー 帯広市西3条南12丁目6	2/27(水)
釧路	釧路ロイヤルイン 釧路市黒金町14丁目9番2号	2/28(木)
青森	ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」 青森市中央1-11-18	2/27(水)
八戸	八戸地域地産産業振興センター 「ユートリー」 5階視聴覚室 八戸市一番町1-9-22	2/28(木)
盛岡	エスポワールいわて 2階大中ホール 盛岡市中央通1-1-38	2/21(木)
一関	岩手日報一関ビル 2階フロア 一関市大手町3-40	2/20(水)
仙台	仙台ガーデンパレス 2階 「鳳凰」 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	2/19(火)
秋田	ふきみ会館 3階 「鳳凰の間」 秋田市山王5-9-6	2/19(火)
山形	山形国際ホテル 5階 「月山の間」 山形市香澄町3-4-5	2/21(木)
酒田	天真学園高等学校 酒田市浜田1-3-47	2/20(水)
福島	福島テルサ 研修室 「しのぶ」 福島市上町4-25	3/6(木)
郡山	福島県産業交流館 ビックパレット ふくしま 3F研修室 郡山市安積町日出山字北千保19-8	3/5(水)
いわき	いわきワシントンホテル椿山荘 いわき市平字一丁目1番地	3/4(火)
水戸	茨城県市町村会館 201会議室 水戸市笠原町978-26	2/12(火)
宇都宮	栃木県自治会館 403会議室 宇都宮市昭和1-2-16	2/13(水)
前橋	群馬県庁 28階 281-A.B 会議室 前橋市大手町1-1-1	2/29(金)
さいたま	さいたま共済会館 501・502 会議室 さいたま市浦和区岸町7-5-14	2/12(火)
川越	埼玉県川越地方庁舎 大会議室 川越市新宿町1-1-1	2/13(水)
千葉	ホテルポートプラザちば (公立学校共済組合) 千葉市中央区千葉港8-5	2/12(火)
柏	柏商工会議所 401・402 会議室 柏市東上町7-18	2/19(火)

## 共済業務

〒113-8577  
 文京区湯島1-7-5  
 ☎03(3813)5321(代表)  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

### 確定申告用の書類を送付します

#### 1 住宅貸付借受者

平成19年中に住宅貸付を借り受けて、自己の居住の用に供した借受者と、18年以前に住宅貸付を借り受けて、19年中に自己の居住の用に供した借受者が確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は、借受人の所属する学校法人等に1月中旬に送付します。

実際に自己の居住の用に供していても、「工事等完了届」(様式第8号)を提出しないと、残高証明書を発行しません。残高証明書は「工事等完了届」の提出を確認した時点で随時発行します。

なお、18年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、借受人の所属する学校法人等に19年11月13日に発送しました。

#### 2 任意継続加入者

平成19年12月までに任意継続掛金を納付した人が社会保険料控除を受けるための「任意継続掛金納付証明書」を、1月下旬に任意継続加入者の住所あてに送付します。

#### 3 年金受給者

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩退年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成19年中に年金の支払いがなかった人へは送付しません。

### 「資格取得報告書」提出時に、基礎年金番号通知書(写)を添付してください

本事業団では、将来の基礎年金給付のため、加入者の資格取得情報を社会保険業務センターへ提供しています。

「資格取得報告書」を本事業団へ届け出される際には、基礎年金番号を十分ご確認いただくとともに、平成20年1月1日以降に届出される「資格取得報告書」には、「基礎年金番号通知書の写し」(基礎年金番号が確認できる書類の写しでも可)を添付していただけるようお願いいたします。20歳未満の人又は外国籍の人等で初めて公的年金制度に加入する人は基礎年金番号をお持ちでないので添付は不要です。

### 加入者証の回収をお願いします

加入者の退職や所属学校変更、また、被扶養者の取消等の手続きの際には、無資格診療防止のため加入者証を必ず回収し本事業団に返送してください。未回収の加入者証がある学校法人等については、「加入者証回収調査票」を送付していますのでご回答をお願いします。

共済事業本部の代表電話へのかけ間違いが大変多くなっております。  
 電話番号は、お間違えのないようお願いします。

### 給付金等の受け取りは金融機関の口座送金へ

ゆうちょ銀行の発足に伴い、払出証書にかかる次のことが変更となりました。「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更くださるようご協力をお願いします。

- ・発行手数料が改定され、経費が増加しています。
- ・払出証書は1枚につき上限が500万円(従前1,500万円)となったため、500万円を超える場合は複数の払出証書となり、1枚ごとに手数料がかかります。
- ・複数の払出証書は別々に送付されるため(10万円を超えるときは「配達記録郵便」、10万円以下は「普通郵便」、同日に届かないことがあります。
- ・換金時、学校法人等の確認(登記簿謄本等)を求められることがあります。

※引き続き払出証書で給付金等を受け取る場合の注意点

換金時、払出証書に「収入印紙」の貼付を求められることがありますが、非課税文書のため貼付は不要ですので、その旨をゆうちょ銀行(郵便局)にお伝えください。

### 1月の共済業務スケジュール

4日(金)	貸付 送金 掛金 11月分納期限
5日(土)	貸付 12月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 申込・任意償還申出締切
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切 定期 口座・住所変更申出締切
28日(月)	掛金 12月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金 12月分納期限 貸付 翌月22日送金申込締切

### 2月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
5日(火)	貸付 1月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)

# INFORMATION

## 「月報私学」をご活用ください

### ○ご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供したいと考えています。内容の充実を図るため、皆様から本誌に対するご意見、ご要望などをお待ちしています。

### ○20年度の表紙写真を募集しています

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集しています。四季折々の学園風景など、学園の個性豊かな写真をお待ちしておりますので、ふるってご応募ください。詳しくは本誌19年11月号のINFORMATIONをご覧ください。

### ○ホームページもご覧ください

本誌の内容は、本事業団ホームページにも掲載しています。当月号だけでなく過去のバックナンバーも揃っておりますので、ぜひご覧ください。

### ○月報私学の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等代表者あてに送付しています。

個人の購読のご希望についてはお受けしていません。本誌を広くご活用いただくためにも、各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

### 応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810 ~ 11

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

## 助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 〈ダイヤルイン〉

## 「私学情報センター」のご案内

私学事業団では私立学校の教育条件及び経営に関する各種の図書資料を収集整理した「私学情報センター」を設け、私学関係者の皆様にご利用いただいております。

規程については調べたい項目をデータベース検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

当センターでは以下の図書資料が閲覧できます。

全国の学校法人規程集（大学法人及び短期大学法人）、自己点検・評価報告書、事業報告書、シラバス、学校案内、学報、学校法人の記念誌、学校経営に関する事務提要、法令集、判例集など

場 所：九段事務所1階

開館時間：月曜日から金曜日

（年末年始及び祝祭日を除く）

午前10時から午後4時まで

私学経営相談センター

☎03 (3230) 8474・4901

Eメール center@shigaku.go.jp

## 私立大学等経常費補助金については 電子窓口をご利用ください

本年度から、私立大学等経常費補助金の調査及び事務連絡等につきましては、「電子窓口」を利用した掲載及び提出をお願いしています（一部、紙媒体での提出の場合があります）。ご面倒でも定期的に「電子窓口」をご覧いただき、ご確認くださるようお願いいたします。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7881 ~ 7888

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

## 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営相談センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っております。ぜひご利用ください。

私学経営相談センター

☎03 (3230) 8474・4901

Eメール center@shigaku.go.jp

# 宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>  
インターネットで宿泊予約ができます。

## 「四季彩のまち さがみの小京都・湯河原」

湯河原梅林 (幕山公園) 梅の宴 (1月下旬～3月下旬開催)

### 四季味プラン

牛しゃぶしゃぶコース・かにすきコース  
1名様 1泊2食 11,500円  
(期間 2月29日まで)

### 平日限定プラン

湯ったりプラン  
1名様 1泊2食 10,000円  
(夕食 品数9品)



湯河原梅林



敷島館浴室

四季を通じ雄大な自然景観と出会う「幕山公園」は、この季節山麓斜面に約4,000本の紅梅・白梅がじゅうたんのごとく咲き、梅の香りに包まれた園内では、野点やハイキングなどさまざまな催しが開催されます。当館を基点に梅の観賞旅行はいかかでしょうか。また、当館自慢の自家源泉にて、ゆっくり浸かって心身ともにお寛ぎください。

湯河原 敷島館 〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755

# 融資事業のご案内

## こんなとき、事業団融資資金がおすすめです。

◆融資金利表 (平成20年1月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	2.0	1.5	1.4
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.1	1.6	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.2
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.5	—

- 校舎、園舎等の施設の建築(改修も含みます)
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

私学事業団融資は、  
長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等返済です。

つまり!  
「安心で安定感ある返済計画」が実現します。



※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

お早めにご相談ください

問い合わせ先  
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 64  
Eメール yushi@shigaku.go.jp